

高齢者給食サービス事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 小地域において、食事の準備などに苦勞しているひとり暮らし高齢者等を対象として、バランスのとれた食事とふれあい交流の場を提供することにより、高齢者の食生活の安定や仲間づくりを図るとともに、安否確認を行うことを目的とする給食サービス事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(給食サービスの提供者及び利用者)

第2条 給食サービス提供者（以下「提供者」という。）は、事業の趣旨に賛同して登録されたボランティアの給食グループとする。

2 給食サービス利用者（以下「利用者」という。）は、早島町に住所を有し、提供者に会員登録しているその年の4月2日現在で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 70歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 夫婦のいずれかが75歳以上でありもう一方が70歳以上である高齢者夫婦世帯
- (3) 75歳以上の昼間ひとりで生活することが多い高齢者
- (4) 80歳以上の高齢者
- (5) 70歳以上の障害者

(事業内容)

第3条 事業の目的を達成するために、提供者は次のサービスを行うこととする。

- (1) バランスのとれた食事を、会食又は配食により利用者に提供すること。
- (2) 事業の利用を通し、利用者の介護予防やふれあい交流・仲間づくりを図ること。
- (3) 利用者の安否を確認し、生活・身体状況などに異常等があった場合は関係機関への連絡を行うこと。

(実施期間及び実施回数)

第4条 事業の実施期間は、4月1日から9月30日（上半期）と10月1日から翌年の3月31日（下半期）の年2回に分けるものとする。

2 実施回数は、1日1回を原則とし、おおむね毎月2回程度を目安とする。

(実施施設)

第5条 事業を実施する施設は、コミュニティハウス等公共施設とする。ただし、便宜上地区有施設及び私有施設を利用する場合は、保健衛生上の管理が十分であって、保健所の指導を受けた施設であるものとする。

(助成金交付対象者)

第6条 助成金の交付対象者は、第2条第1項に規定する提供者とする。

(助成金の種類)

第7条 助成金の種類は、利用者食材費助成金及び提供者食材費助成金、給食用機材等グループ助成金とする。

(1) 利用者食材費助成金

利用者食材費助成金は、利用者1回の利用につき、第2条第2項各号に規定する区分により定められた金額(別表第1)に、利用者数を乗じて得た額とする。

(2) 提供者食材費助成金

提供者食材費助成金は、利用者数によって別表第2のとおり区分することとし、標準登録提供者数と実登録提供者数との比較により、いずれか少ない方の人員に助成基本額を乗じて得た額とする。

(3) 給食用機材等グループ助成金

給食サービス開始時及び定期的に別表第3に掲げる機材等を予算額の範囲内においてグループに助成する。

(利用料金)

第8条 事業の提供者及び利用者は、利用料として1回あたり400円以上の原材料費相当額を支払うこととする。

(交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする提供者は、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、事業開始前に早島町社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書(様式第2号)

(2) サービス提供者名簿(様式第3号)

(3) サービス利用者名簿(様式第4号)

(交付決定)

第10条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(決定の通知及び概算払い)

第11条 会長は、助成金の交付の決定をした場合は、速やかにその決定の内容を助成金の申請をした提供者に通知するとともに交付決定額の8割(千円未満を切り上げた額)を概算払いするものとする。

(変更等の承認)

第12条 助成金の交付の決定を受けた提供者は、給食回数・利用者増減の申請に係る事

項の変更をしようとするとき又は当該事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 提供者は、当該事業が完了したときは、助成事業実績報告（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後30日以内に会長に提出しなければならない。

- （1）事業実施状況書（様式第7号）
- （2）収入支出決算書（様式第8号）
- （3）利用者の個別出欠状況表
- （4）監査報告書（様式第9号）
- （5）その他会長が必要と認める書類

（助成金の額の決定）

第14条 会長は、前条の規定による事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の確定額を決定し、当該提供者に通知するものとする。

（確定後の清算払い）

第15条 会長は、前条の規定による助成金の額を確定後、概算払いした額との差額を清算払金として支払うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成10年10月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
2. この要綱は、平成16年5月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
3. この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
4. この要綱は、平成21年3月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。